

平成29年度 歳末たすけあい募金運動
枚方市社会福祉協議会 障害者差別解消対策助成 実施要領
(追加募集)

1. 目的

歳末たすけあい募金配分金を活用して、平成28年4月より施行される障害者差別解消法をふまえ、障害を理由とする差別の解消を目指し、障害がある人にも住みよいまちづくりを推進することを目的に本助成事業を実施する。

※社会情勢の変化とともに、地域の福祉課題も複雑多岐なものとなっています。このような状況のもと、新たな地域福祉課題に対応するため、本助成制度は必要に応じて見直しを行うものとなります。(2～3年をめどとします)

2. 助成対象及び助成事業内容

助 成 対 象	助 成 事 業 内 容
障害がある人への差別の解消を推進する枚方市内の店舗や事業所等	障害を理由とする差別を解消するために、障害がある人が利用しやすい配慮や工夫(合理的配慮)を行った事業所等に対し、それにかかった費用の一部を助成することにより、事業所等の意識改革をうながすきっかけづくりとする。

※助成事業所(店舗)の改善内容は社協HPなどで紹介する場合があります。

※但し、以下に該当する事項は対象外とする。

- ・ 国や地方公共団体の補助金や助成金等を受けている事業所
- ・ 他の民間機関(財団等)から助成を受けている事業所
- ・ 個人が利用するもの(家族・従業員等)

～ 助成額 ～

1事業所(店舗)1回限りの助成とし、かかった経費の1/2を助成し、助成上限額は、100,000円以内とする。(先着7団体)

※この助成には、審査があります。事前にご相談ください。

障害がある人が利用しやすい配慮や工夫の具体例

- 車椅子でも利用しやすいよう高さが調整できるテーブルを設置するための費用
- コミュニケーションを取るための筆記ボードを設置するための費用
- 障害のある人にも分かりやすい点字・音声・写真・絵カード・ルビうちなどを活用したメニューやリーフレット等を作成する費用
- トイレや部屋の案内板を分かりやすく表示するための費用
- 小さい文字でも読めるよう拡大鏡を購入する費用
- 飲食を提供するにあたり、障害のある人も使いやすい食器等を購入する費用
- 障害のある人も使いやすいイスなどを設置するための費用
- 商店会や会社などで障害のある人への配慮をするための勉強会や研修会などの費用
- 手すりや段差解消のためのボードなどを設置するための費用 など…

3. 募集期間

平成29年11月1日(水)～平成30年1月19日(金)

(窓口受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時30分)

※上限件数に達した時点で、募集は終了します。

4. 助成事業実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に行う事業

※申請する際は、事前に相談要。また、書類作成や使途などのご相談やご質問がある場合は、問い合わせ先（下記参照）してください。

5. 募集方法

- (1) 平成29年12月1日号『社協だより』に掲載
- (2) 10月下旬より、枚方市社会福祉協議会並びに枚方市ボランティアセンターのホームページに実施要領、申請書など様式一式を掲載
- (3) 実施要領等は社会福祉協議会・総務課で配布

6. 助成の申請方法

所定の申請書と必要書類を下記へ提出する。

(1) 申請書

(2) 領収証

※申請書に書ききれない場合は、別途添付してください。書式は、自由。

7. 助成金の取り消し・返還

助成金を申請内容以外の使用があった場合や期日までに必要な手続を行った場合などは、助成金の決定を取り消し、すでに助成金が交付されている場合は返還していただきます。

8. 書類提出及び問い合わせ先

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35（枚方市立総合福祉会館1階）

TEL 072-844-2443 FAX 072-845-1897

【提出書類】

	書類名	説明
申請時	(1) 申請書 ※様式1 (2) 領収証	(1) 記述しきれない場合は、資料別添可。 (2) 助成金の使途を詳しくご記入下さい。
交付決定時	(1) 請求書 様式2 (2) 振込口座の通帳の写し	(1) 振込名義は原則的に事業所名もしくは、事業所の代表者名に限ります。 振込先の支店・口座番号等記入名間違いがないようご注意ください